

政令番号 159 ジフェニルアミン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						2.1E+2	210.0	210.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						4.0E+1	40.0	40.0
11	埼玉県	5.7E+1			57.0	3.0E+0	1.3E+4	13,003.0	13,060.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						1.5E+1	15.0	15.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	3.0E-1			0.3				0.3
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	3.0E-1	4.0E-1		0.7		3.4E+2	341.0	341.7
24	三重県						9.6E+1	96.3	96.3
25	滋賀県						6.6E+0	6.6	6.6
26	京都府	1.0E-1			0.1		1.6E+2	160.0	160.1
27	大阪府						2.0E-1	0.2	0.2
28	兵庫県	1.0E-1			0.1		1.4E+1	14.0	14.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						3.3E+2	330.0	330.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	7.9E+1			79.0		7.7E+3	7,700.0	7,779.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県						1.1E+1	11.0	11.0
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.4E+2	4.0E-1		137.2	3.0E+0	2.2E+4	21,927.1	22,064.3

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。